

砺波市農業委員会 9月総会議事録

開催日時 令和8年9月8日（火）午前9時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 27名

1番	川邊 孝之	16番	石田 智久
2番	飯田 真紀	17番	松井 正雄
3番	栄前田龍平	18番	野原 智男
4番	小竹 勝則	19番	田嶋 和樹
5番	飯田 輝一	20番	竹林 順子
6番	福田 豊	21番	石崎 進
7番	満保 雅春	22番	鴨井 克之
8番	鈴木 正彦	23番	今井 久人
9番	浅谷 裕	24番	源通 一郎
10番	細川 明雄	25番	堀田 敬三
12番	松浦 正一	26番	水木 章善
13番	横山 亮太	27番	宮川 晴美
14番	吉田 一馬	28番	吉田 里美
15番	信田 浩光		

欠席した委員 2名

11番	黒田 友範	29番	山本 渉
-----	-------	-----	------

傍聴人

なし

出席した事務局職員 3名

事務局長 小西 啓介 主幹 横山 匡英 副主幹 三井 麻美

農業振興課 1名

農地調整係 主任 平塚 伸治

付議案件

議事

- 1) 議案第19号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 2) 議案第20号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し
意見決定について
- 3) 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転転用許可申請に
対し意見決定について

報告

- 1) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 2) 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(開会 9:00)

事務局 それでは、「令和 8 年度・砺波市農業委員会 9 月総会」を開会いたします。会議に先立ちまして、石田会長が開会のご挨拶を申し上げます。

会 長 おはようございます。お忙しいところ総会に出席いただき誠にありがとうございます。稲刈の適期にもかかわらず降雨であり、今後の雨の影響が懸念されるところであります。本日もよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。
 ここで、ご報告させていただきます。本日は、在任委員 29 名中 27 名のご出席をいただいております。従いまして、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告させていただきます。

 この後の進行につきましては、お手元の総会次第に従いまして進めさせていただきます。なお、「会議規則第 5 条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、石田会長に議長をお願いしたいと存じます。それでは、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、議事に入ります前に、私から議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、議席番号 1 番 川邊 孝之 委員、議席番号 5 番 飯田 輝一 委員にお願いいたします。

 それでは、議事に入ります。「議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可について」事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案書の 1 ページをお願いします。
 今月の案件は、3 件でございます。

(議案書全件朗読)

 番号 1 および 2 は、譲渡人の子息が農業経営を進めており、農地の贈与の申請です。また、農地法における農地であるか否かについては、現況により判断することとされておりますので、現況により申請を受け付けていま

す。

番号3は、農業業経営の効率化を図るため、引き続き農地として利用するため譲り受けます。譲受人と譲渡人の農業経営地域は隣接していますが、申請農地を含む一部が入り組んでいるため、これを解消し、農業経営の効率化を図ろうとするものです。

譲受人は、農地法第3条第2項各号に掲げられている「効率的な利用」「農業機械の所有状況」「常時従事者」「地域との調和」のすべての許可条件を満たしています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第19号」につきまして、ご質問等がありましたら挙手願います。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 浅谷委員、どうぞ。

浅谷委員 1番および2番については、相続ではないのか。

事 務 局 親子間の贈与として申請を受けています。

委 員 （「はい」の声あり）

議 長 田嶋委員、どうぞ。

田嶋委員 3番については、地域計画の目標地図に沿って耕作者を変更し、経営の効率化を図ろうとするものです。今般、営農組合双方の合意が成立し所有権移転手続きに至ったものです。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第19号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議 長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第20号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添資料の1ページから5ページまでと併せてご覧ください。
申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。
農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。
申請地は、現在「かいにょ苑」の名称で 文化施設敷地として利用されていますが、敷地内の一部の地目が畑のままであることが判明したため、是正を図ります。
以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第20号」につきまして、補足説明やご質問等がありましたら挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 源通委員、どうぞ。

源通委員 1番については、公共事業による所有権移転が行われたもののうち、一部が農地の地目のままであったことから、今般是正を図るものです。皆様のご理解をお願いします。

委員 (「はい」の声あり)

議長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 1番については、自治体として望ましい対応ではない。注意を求めたい。

事務局 この案件につきましては、所有権移転手続の後、登記地目の確認の不足があったものと推測されます。

議長 他にご質問等はございませんか。

ご質問等がないようですので、採決を行います。

ただ今の「議案第20号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 挙手多数につき、本件は原案どおり可決いたします。

続きまして、「議案第21号 農地法第5条第1項の規定による所有権移転用 許可申請に対し、意見決定について」事務局より説明願います。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

今月の案件は、2件でございます。

[議案書番号1朗読]

別添資料の6ページから10ページまでと併せてご覧ください。

申請地は公共施設整備済区域内にあり、農地区分は「第2種」になります。

農地転用の許可基準は、「代替可能性なしにおける隣接する土地との一体利用」に該当します。

申請者は自動車整備工場を営んでおり、事業拡大に伴い、来客・従業員・営業用の駐車場が不足し、手狭になってきたため、この度申請地にて駐車場の増設を計画しています。

[議案書番号2朗読]

別添資料の11ページから15ページまでと併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

申請者は、不動産業を営んでおり、生活及び交通の利便性が高い申請地において、分譲住宅地の造成を計画しています。

以上でございます。ご審議をお願いいたします。

議長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第21号」につきまして、ご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 (「はい」の声あり)

議長 川邊委員、どうぞ。

川邊委員 1 番については、本年 7 月総会において農振除外の協議をいただいた案件です。当該農地の関係者からの同意や合意も得られています。また、転用しない農地も整備される予定であり、耕作の利便性の向上が期待できるものです。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第 21 号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は原案どおり可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第 1 号から第 2 号について、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の 4 ページをお願いします。
報告第 1 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の報告について

(番号 1 読み上げ)

番号 2 以降は読み上げ省略しまして、合計は 3 件。
農地中間管理事業による重複を除き 9 筆 5,330㎡です。

続きまして、議案書の 5 ページをお願いします。
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の報告について

(番号 1 読み上げ)

番号 2 以降は読み上げ省略しまして、合計は 8 ページをお願いします。
合計で 14 件、74 筆、114,751.7㎡です。以上です。

議 長 ただ今報告を受けた内容について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 報告第1号の番号1の解約の理由が農地転用となっているが、事情を確認したい。

事務局 1番については、本日の議案第21号の農地法第5条申請の案件です。

委員 (「はい」の声あり)

議長 浅谷委員、どうぞ。

浅谷委員 農地転用の予定であることから、賃貸借契約を解約するとの理解でよろしいか。

事務局 そのとおりです。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 (「なし」の声あり)

議長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

議長 これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。
委員の皆様から何かご発言はございませんか。
無いようでしたら、これにて 本日の総会を閉会いたします。

(閉会 9:25)